

監査監第1948号

令和6年3月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 江原 大輔 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 三神 尊志

同 高子 景

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書の
提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（公の施設の指定
管理者）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、
別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象施設

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター

(2) 指定管理者

オーエンス・アイルグループ

(3) 施設所管課

市民局 市民生活部 コミュニティ推進課

(4) 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について（令和4年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 施設所管課

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

コ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続きは適正に行われているか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

カ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

キ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象施設内

(2) 監査期間

令和5年11月27日（月）から令和6年3月28日（木）まで

6 監査の対象施設の概要

(1) 所在地

さいたま市南区別所7丁目20番1号

(2) 施設概要

サウスピア（複合公共施設）

建物構造 地下1階地上10階建

(地上) 鉄骨造

(地階) 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造

延床面積 14,539.75㎡

(武蔵浦和コミュニティセンター部分 1,847.97㎡)

(3) 主な施設の内容

武蔵浦和コミュニティセンター（8、9階）

多目的ホール、レクリエーションルーム、集会室、音楽室

その他施設

子育て支援センター（1階）、武蔵浦和図書館（2、3階）、南区役所（4～7階）、老人福祉センター武蔵浦和荘（7階）など

7 指定管理業務の範囲

複合施設の管理に関する業務、コミュニティ施設の運営に関する業務、コミュニティ施設の設置目的を達成するために必要な業務、その他の業務

8 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課

指定管理者の指定、協定の締結、管理経費の算定及び指定管理者に対する指導監督について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 事業報告書における管理に係る経費の収支状況において、報告内容の精査を怠り、収支状況の正確性を確認していなかったため、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター基本協定書（以下「基本協定書」という。）第17条第1項及び第19条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 施設の修繕において、契約金額が30万円を超える修繕を指定管理者が実施

する場合、利用者の安全確保や緊急やむを得ない場合を除き、指定管理者から事前報告を受けることとしているが、指定管理者に対して必要な指導を行わず、事前報告されていないものが多数見受けられた。また、指定管理者が修繕を実施した後において、市は完了確認を行うこととしているが、完了確認を行っていないものが多数見受けられたので、基本協定書第9条第1項及び第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(2) オーエンス・アイルグループ

公の施設の管理、施設の利用促進及び収支会計経理について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 管理業務の第三者への委託において、あらかじめ市の承認を受けることとしているが、承認に係る手続きをせずに委託を行っていたものが見受けられたので、基本協定書第8条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 事業報告書における管理に係る経費の収支状況において、計上誤りが散見されたので、基本協定書第17条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 施設の修繕において、契約金額が30万円を超える修繕を実施する場合、利用者の安全確保や緊急やむを得ない場合を除き、市に事前報告を行うこととしているが、事前報告せずに修繕を実施していたものが多数見受けられた。また、修繕を実施した後において、市の完了確認を受けることとしているが、完了確認を受けていないものが多数見受けられたので、基本協定書第9条第1項及び第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。